

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

地 域 福 祉 課

目 次

重点事項

第1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について	1
第2	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制について	7
第3	生活困窮者自立支援制度の推進等について	21
第4	ひきこもり支援について	35
第5	成年後見制度の利用促進について	38
第6	民生委員の選任要件について	41

連絡事項

第1	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について	43
第2	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制について	48
第3	生活困窮者自立支援制度の推進等について	63
第4	ひきこもり支援について	89
第5	成年後見制度の利用促進について	94
第6	地域福祉の推進等について	104
第7	地方改善事業等について	118
第8	消費生活協同組合の指導・監督について	124

参考資料

1	生活困窮者自立支援制度関連	131
2	重層的支援体制整備事業等関連	139
3	ひきこもり支援関連	147
4	成年後見制度の利用促進関連	153
5	地域福祉の推進等関連	160
6	地方改善事業等関連	171
7	消費生活協同組合関連	174
8	令和7年度予算案(地域福祉課)の概要	186

重 点 事 項

第2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

(1) 現状

- 令和6年6月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」にて、包括的な支援体制の整備／重層的支援体制整備事業に関し、
 - ・ 包括的な支援体制の整備が全ての市町村に努力義務として規定されているものであって、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の1つである中で、事業の実施自体が目的化していること
 - ・ 同体制の整備・同事業の実施にあたり、組織的な検討や、地域資源・ニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合があることが論点とされていることは、先般の令和6年度全国厚生労働関係部局長会議で示したとおりである。
- また、包括的な支援体制の整備を行うための手段として、重層的支援体制整備事業が効果的に機能しているか（同事業に対する交付金が効果的に活用されているか）等の観点から、財務省において予算執行調査が行われ、令和6年6月に結果が公表されたところ。
- 同調査では、多機関協働事業等について以下の指摘がなされ、同事業の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われている。
 - ・ 同事業の支援実績が0件の市町村があったほか、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていた。
 - ・ 2割程度の市町村が、事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握していなかった。
 - ・ 8割程度の市町村が、同事業の成果を把握するための定量的な目標を設定していなかった。

(2) 令和7年度以降の取組

- 検討会議の論点や予算執行調査での指摘等を踏まえ、次年度以降、以下の取組を行うこととする。（概要は22～26頁参照）

① 包括的な支援体制の整備の考え方の提示	・ 人口減少社会において、包括的な支援体制の整備を行うことの必要性、体制整備という目的に照らして手段を選択することの重要性、地域福祉計画の活用を含め、整備に係る考え方の提示 等
② 重層的支援体制整備事業の適切な運用	・ 既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村も含め、実施の必要性の確認 ・ 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し ・ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表／支援実績件数が少ない場合の状況確認 ・ 多機関協働事業等の実施要綱における取扱の明確化（スタートアップに係る支援であることの明確化、多機関協働事業の原則委託禁止、継続的支援事業・参加支援事業の適切な運用） 等
③ 重層事業への移行準備事業の適切な運用	・ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり必要なプロセスを踏んでいるか等の確認の徹底 等
④ 都道府県による後方支援の強化	・ 市町村が目的に照らして手段を選択できるようにするための支援／市町村のニーズを踏まえた支援を行っているかの確認等を含めた、都道府県による後方支援策の強化 等
⑤ 市町村の管理職／都道府県への研修	・ 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備手法、政策立案力向上等に係る研修の実施

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、令和6年度末：中間的な論点整理 令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

地域共生社会の在り方検討会議における主な論点

■ 地域共生社会の理念・概念の再整理【第4回（9/30）】

① 地域共生社会の実現に向けた取組

■ 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方【第2回（7/29）】【第6回（11/26）】【第8回（1/31）】

■ 福祉以外分野との横断的な連携・協働の在り方【第4回（9/30）】

② 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応

■ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援（相談窓口・総合的支援策）の在り方【第5回（10/29）】

■ 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方【第5回（10/29）】

③ 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

■ 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等【第3回（8/21）】

- ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- ・ 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

※その他、社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等についても議論予定【第7回（12/26）】

本日も議論いただきたい事項

地域共生社会の在り方検討会議（第6回）

令和6年11月26日

資料2

- 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の施行状況を踏まえた課題として、どのような点が考えられるか。また、課題に対して、どのような改善方法が考えられるか。

制度運用状況や検討会議におけるご意見等を踏まえ、特に、以下の点についてご議論いただきたい。

① （重層的支援体制整備事業を活用せず、）包括的な支援体制の整備を進めている市町村の取組について、どう考えるか。

※ 例えば、包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。

② 包括的な支援体制の整備を推進するための方策について、どう考えるか。

※ 例えば、一部の市町村では整備に向けた検討が進んでいないことや、整備にあたってのノウハウ等を求める声が多い現状について、どう考えるか。
また、市町村においては、相談支援の包括化を進めており、地域づくりまで進めることが難しいという現状について、どう考えるか。
その他、福祉以外分野との連携・協働にあたっては、他分野との連携の必要性の認識不足が解消されない等の現状について、どう考えるか。

③ ②の方策を考える上で、都道府県の役割について、どう考えるか。

※ 例えば、現在の都道府県の支援は、市町村への情報提供が中心であり、具体的な支援まではあまり実施していない現状について、どう考えるか。
また、都道府県が支援機関となる分野について、市町村等の支援機関との連携が進んでいない現状について、どう考えるか。

④ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村が毎年度大幅に増加する中で、質の向上を図り、メリハリのある事業とし、持続可能な制度としていくための方策について、どう考えるか。

※ 例えば、
・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経ていない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。
・ 多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする方向性について、どう考えるか。

⑤ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組としていくための方策について、どう考えるか。

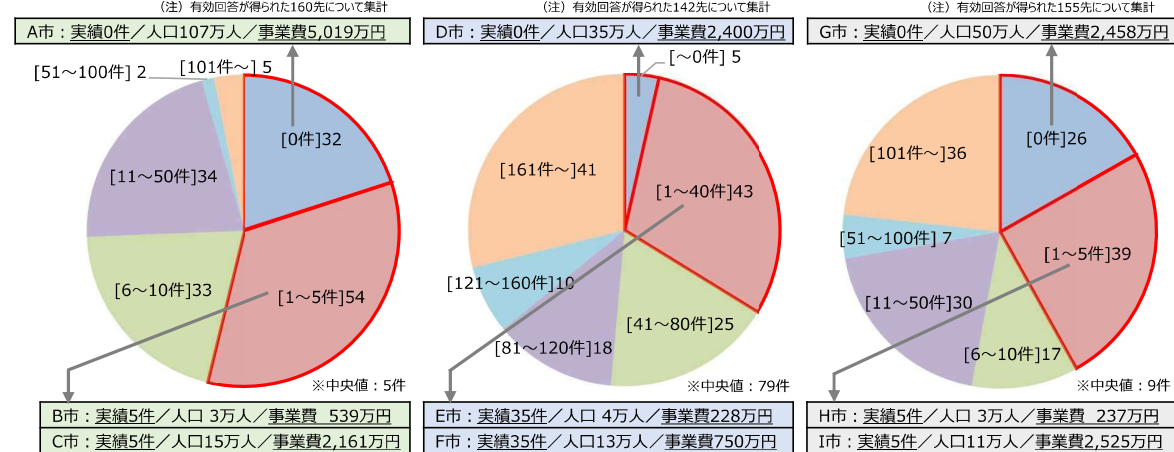
重層的支援体制整備事業②（各事業の実施状況）

- 多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、それがどのように支援実績につながっているかの確認を行ったところ、**いずれの事業についても実績0件の自治体があった**。特に、**多機関協働事業と参加支援事業については、実績0件の自治体が2割程度を占めていた**。実績0件の自治体では、多くが関係機関の連携体制の構築等の観点からは効果があったと回答をしているものの、**体制構築が支援実績につながっていない可能性が高い**。
また、支援実績の中身を見ると、**支援実績が同数であるものの、自治体の規模が異なることから、事業費に大きな差が生じている**ケースもあった。
- 実施自治体の意見の中には、「事業の意義が関係各課等に浸透することにより、分野・立場を超えた支援体制が推進された」という声がある一方で、「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」という声もあった。
- このため、今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの**自治体は予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき**。

【図1】多機関協働事業における支援実績（重層的支援会議につながれた件数）
(注) 有効回答が得られた160先について集計

【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援実績（訪問相談件数）
(注) 有効回答が得られた142先について集計

【図3】参加支援事業における支援実績（支援実施件数）
(注) 有効回答が得られた155先について集計



(注) 左記の支援実績について、実績0件の自治体においても、

- ・ 多機関協働事業の効果として、「庁内での情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」、「外部の関係機関との情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」といった回答が大半の団体からなされていること、
- ・ 参加支援事業の効果として、「新たな社会資源の創出、あるいはそれに向けた情報収集や検討等につながっている」、「関係機関間の信頼関係が深まった」といった回答が半数程度の団体からなされていること

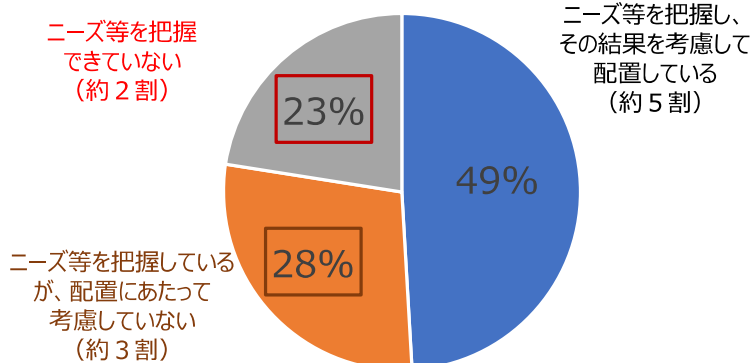
について、留意が必要。

(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果(令和6年6月公表分)

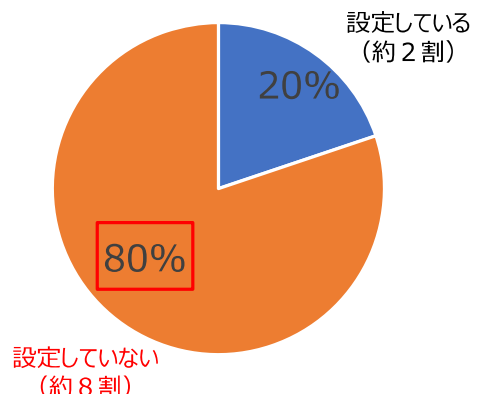
重層的支援体制整備事業③（定量的な目標設定・効果検証）

- 自治体が重層的支援体制整備事業の実施にあたり、支援ニーズの把握状況や定量的な目標設定の状況について確認したところ、
- ・ まず、自治体が事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握し、その結果を支援員等の配置に考慮しているかを確認すると、**支援ニーズを把握しているが支援員等の配置に反映していない自治体が3割程度、支援ニーズを把握していない自治体が2割程度**あった。
- ・ 多機関協働事業等における事業成果を把握するための定量的な目標を設定しているかを確認したところ、**8割程度の自治体が定量的な目標を設定せずに事業を実施していた**。
- このため、効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、**自治体は支援ニーズの把握や定量的な目標設定を適切に行うなど、PDCAの取組を確立・徹底すべき**。厚生労働省は、そのための支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを明確化し助言等を行うべき。

◆ 支援ニーズの把握状況



◆ 定量的な目標設定の状況



(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果(令和6年6月公表分)

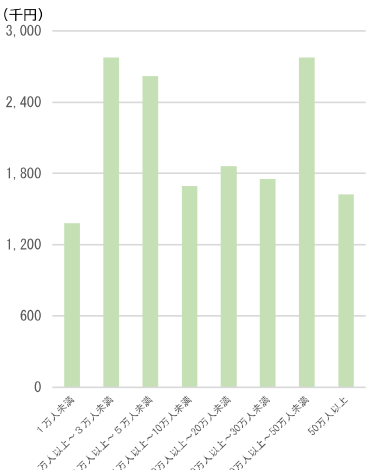
重層的支援体制整備事業④（補助基準の見直し）

- 多機関協働事業等の補助基準は、**人口規模のみに応じて補助を行うもの**となっている。これに対して、**支援実績1件当たり事業費について見ると**、人口規模別で同水準になっているとは言えず、**ばらつきが大きい結果**となっている。
- 支援実績が同じでも事業費に差が生じていることも踏まえれば、人口規模のみに応じた補助を行っていることで、**実績に対して過大な補助を行っているケースがある可能性**がある。
- このため、**現行の人口規模のみに応じた補助基準から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助に改めるべき**。

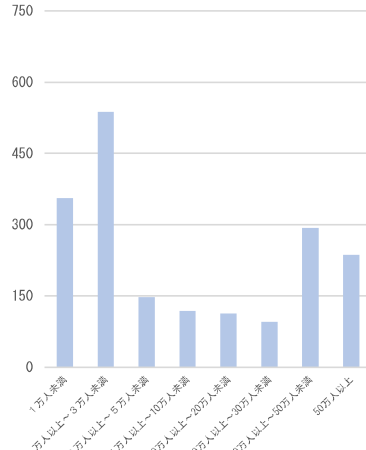
【表1】多機関協働事業等の補助基準

人口区分	基本額 ※3事業合計
1万人未満	25,300,000円
1万人以上～3万人未満	28,000,000円
3万人以上～5万人未満	31,000,000円
5万人以上～10万人未満	33,800,000円
10万人以上～20万人未満	42,000,000円
20万人以上～30万人未満	50,500,000円
30万人以上～50万人未満	56,000,000円
50万人以上	61,800,000円

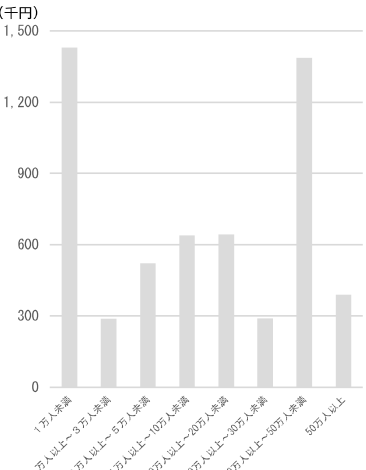
【図1】多機関協働事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



【図3】参加支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果（令和6年6月公表分）

重層的支援体制整備事業⑤（より中長期的な在り方）

- 現在、厚生労働省の「**地域共生社会の在り方検討会議**」において、**重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方の議論**と並行して、**身寄りのない高齢者等への対応など、各分野共通の課題についての議論**が行われている。
- また、**多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが**、現状、事業開始直後の対応として、多機関協働事業者が既存の支援関係機関等の役割分担を行い、支援プランを決定している。**今後の制度の在り方・発展については、持続性の観点も踏まえ検討する必要がある**。
- このため、多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、**既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする制度の方向性を検討すべき**。その際、**各分野にまたがる課題への対応がなされる場合は、各分野の役割分担に応じた費用分担を求めることも検討すべき**。

◆地域共生社会の在り方検討会議での議論の視点

①地域共生社会の実現に向けた取組について

◆包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について

- ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
- ・ 包括的支援体制整備における都道府県との役割

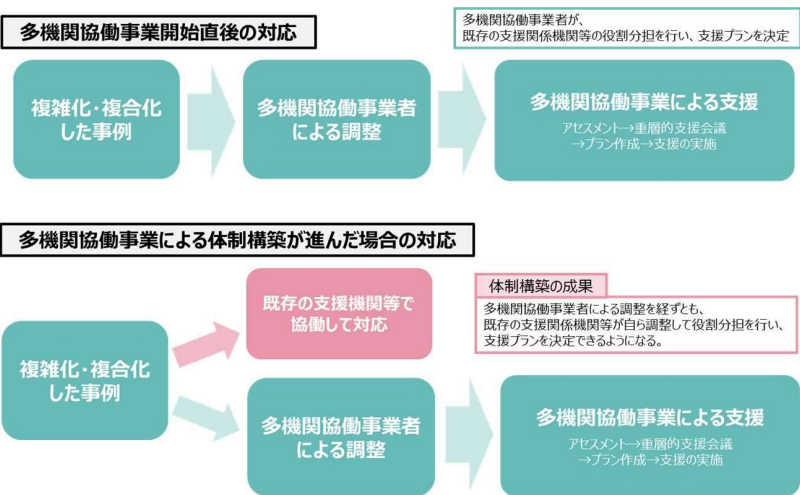
◆重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について

- ・ **重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計**
- ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係

◆分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について

- ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
- ・ 災害時の被災者支援との連携

◆多機関協働事業による体制構築（イメージ）



(出所) 第一回地域共生社会の在り方検討会議（令和6年6月27日）
(注) 「地域共生社会の在り方検討会議」では、②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応、③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実等についても議論。

予算執行調査の反映状況

「予算執行調査の反映状況」(令和7年度予算政府案)
(令和7年1月 財務省主計局) 抜粋

令和6年度は31件の調査を実施。調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映。

◆主な反映状況の具体例

(5) 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業(総務省：一般会計)

【反映額：▲3億円】

＜事業の概要＞

防災、少子高齢化、過疎化、地域活性化、安心・安全なまちづくりなどの地域課題を、デジタル技術やデータを活用することで、より効率的・効果的に解決することを目指す、「スマートシティ」の取組を支援するものである。(補助対象：自治体、自治体と連携する民間団体等、補助率：1/2)

本事業が目指す「スマートシティ」は、地域間や分野間で官民が相互に連携させることで、より効率的・効果的なサービスの提供を可能とし、地域課題解決に役立てようとする取組である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 本事業によるスマートシティで提供されるサービスには、住民ニーズが低いものや、「スマートシティ」でなくても提供可能なものが含まれている。
- データ連携が進まない結果、サービスが充実しないため住民の利用も進まず、関係者の理解も進んでいない状況にある場合が多いことを踏まえると、本事業を継続しても「スマートシティ」は実現されないと考えられる。
- したがって、本事業は廃止すべきである。データ連携基盤を含むICTインフラの導入を支援する際には、ICTインフラの導入ありきではなく、どのように課題を効率的・効果的に解決するのかについて、十分に検討することが求められる。

反映の内容等

- 地域課題の解決や地域活性化のため、デジタル技術やデータの活用によって新たな価値を創出するデータ利活用型のスマートシティ推進事業を平成29年度から実施してきたものの、**予算執行調査における指摘等を踏まえ、令和6年度で本事業の予算措置を終了することとした。**
- なお、スマートシティの実現を目指す自治体等に対しては、これまでに実施したスマートシティ関連事業の周知・広報等の情報提供や助言等を行う。

(15) 重層的支援体制整備事業(厚生労働省：一般会計)

【反映額：▲10億円】

＜事業の概要＞

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援及び地域づくりを行う既存事業の補助金を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援といった新たな機能を追加し、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を実施する事業である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 自治体が効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、厚生労働省は、**実態把握と効果検証を行った上で、業務フローを確立する観点から、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを自治体へ明確に示す**べき。
- 補助体系について、現行の人口規模のみに応じた補助から、**支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助へ改める**べき。
- 今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの自治体は**予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証**することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき。

反映の内容等

- 厚生労働省において、多機関協働事業等の補助基準額の算定基礎となる支援員数について、**人口規模毎の配置状況及び支援実績を踏まえたものとする**などとし、**基本基準額の見直し**を行った。
- 厚生労働省において、多機関協働事業等を含め、**重層的支援体制整備事業の質の向上及び持続可能な制度としていくための方策等について、「地域共生社会の在り方検討会議」で議論**を行っており、令和7年夏を目途に取りまとめを行う予定である。**今後、同検討会議の取りまとめを踏まえ、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方、調査研究事業等により事業実施の必要性の判断方法等を検討し、自治体に対してこれらに係る助言・指導・提示等を行うこととした。**

(計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。)

地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国346箇所)

包括的な支援体制の整備に関する規定① (社会福祉法抜粋)

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

包括的な支援体制の整備に関する規定②（社会福祉法抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
（略）

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に係る心構え

・重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。

- 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない。
- 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、地域における支援二ーズを踏まえた新たな発想が生まれない。

・重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

・各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援の関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要である。

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に向けて必要なプロセス

- (1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解
- (2) 「重層的な」取組を行うことの合意
- (3) 事業のデザイン

・先進事例を単純に取り入れるのではなく、庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか。

・「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせるとどのような取組が可能か。



うちの相談窓口の課題はどのようなものがあるのかな？

福祉部門の連携はある程度できているようだけど、地域とのネットワークがないから、支援が行き詰まるというような意見があるようだ。

地域となると、たとえばNPO関連のとりまとめをしているような部署や団体さんに声をかけて意見交換をしてもいいね。

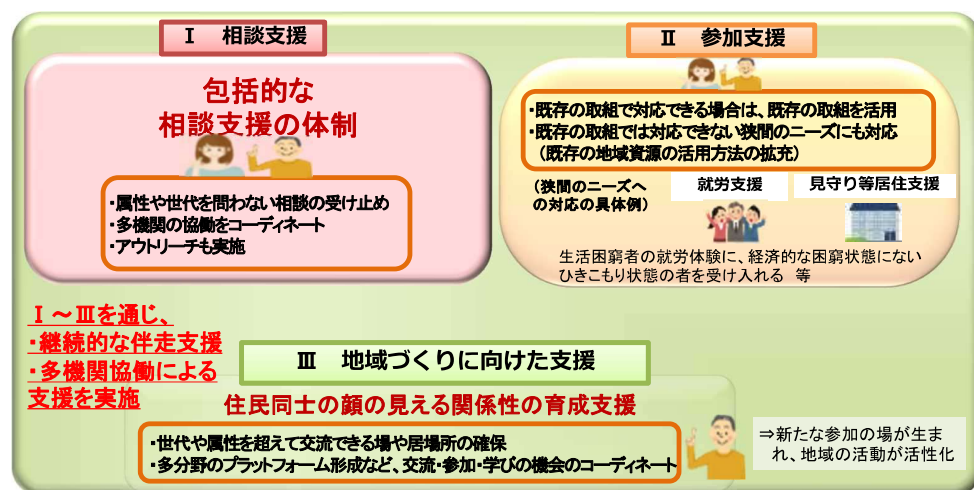
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

事業概要

- ・市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- ・希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- ・市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- ・実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ①

×：よくある誤解 ○：本当は「こうだった」

×	重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。
○	重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 ⇒ これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかったことにするのは「もったいない」。 ⇒ そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。
×	重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。
○	もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。 国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） ⇒ 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 ⇒ これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。（取り組んでも効果はない。）
×	重層的支援体制整備事業でなければ、実施できないことがある。
○	重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことは、ないわけではないが「極めて少ない」。 ⇒ 地域ケア会議、生活支援コーディネーター、自立相談支援機関での相談受付、支援会議・・・ 包括的な支援体制の整備に資する手段は、これまでも実施されてきたはず。同じようなことを、看板だけ掛け替えてやっても意味はない。 もしそれがこれまでうまくいってなかったのであれば、まずはそれをうまくいくようにする方が先決では？ ⇒ 重層的支援体制整備事業は「サブシステム」であって、「メインシステム」ではない。
×	重層的支援体制整備事業を実施すべきかは、福祉の関係者だけで考えればよいことだ。
○	たしかに統合される事業は福祉に関係する事業だが・・・ ⇒ そもそも包括的な支援体制の整備／地域共生社会の実現が目的。「このまちでどういう風に生きていきたいか」と連動する話。 であれば、主管課だけで、福祉の関係者だけで考えてよいわけがない。 ⇒ 事業実施如何以前に、「地域住民含め、全ての関係者とともに」まず包括的な支援体制をどのように整備するかを考えるべき。 ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけが支えているわけではない。 ⇒ 福祉の関係者以外も、「このまちでどういう風に生きていきたいか」を考え、各々取組を行っている。 例えば「地域づくり」は、地域住民なり、企業なり、いろいろな人が、いろいろな思いで、いろいろなことをやっている。 いかに「つながり」、一緒に考えられるようになるか。お互いwin-winの関係になれるか。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ②

×	重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。
○	事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭になって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。 ⇒ 社協に「丸投げ」していて、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことになる。 Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定・・・ 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。
×	重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。
○	重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。 ⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。 ⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには○○がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。 大事なことは、「このまちに何があるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか」
×	複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。
○	本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ ⇒ これまでも、既存窓口では、対象者以外から相談があったら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があったら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？ ⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。 ⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。 かえって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。
×	複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。
○	まずは、既存窓口で対応することが前提。 ⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 ⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したいわけではない。基本的には支援対象者本人に直接接触しない。 ＝ いずれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 ＝ 多機関協働事業者につなぐべきケースは何なのかを関係者間で考え15ケースを減らしていくという意識が大切。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ③

×	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもりの人の家を訪問する事業だ。
○	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、単に訪問することを目的とする事業ではない。 ⇒ まず、既存の相談窓口等や地域住民等から、支援が届いていない人の情報を把握できる体制を作ることが重要。 そもそも、誰に支援が届いていないのか、事業者が単独で探すには相当の時間がかかるし、探し出せないことも。 ⇒ その上で、支援が届いていない人に、「継続的に」関わっていく。 手段はアウトリーチに限定されない。本人に会えなくても、本人の関係者からの情報収集からスタートしてもよい。「回数稼ぎ」のために訪問しても逆効果。
×	参加支援をするには、対象者のための「居場所」を「新しく」作らなければならない。
○	参加支援をするために、本当に「新しい」「居場所」が必要なのか。 ⇒ 新しくなくても、居場所でなくても、参加のための手法は何でもいい。 ⇒ 新しいものが必要だと考えてしまうのは、そもそも地域にどのようなつながりがあるかを知らないからでは？ （参加支援事業では、「来たるべき日」に備えて、日頃から地域の関係者との「顔つなぎ」も行うこととされている。）
×	参加支援「事業」は、すべての住民を対象とするものだ。
○	参加支援事業は、多機関協働事業による重層的支援会議で、同事業の利用が必要とされた人が利用できるものだ。 ⇒ 事業として実施できることは限られている。 同事業の利用が必要とされた人以外を支援対象にしたいならば、それは同事業による参加支援ではなく、任意で行われた参加支援。
×	「地域づくり」は何をしていいかわからないから、まずはイメージがつく「相談支援の包括化」を頑張ればよい。
○	支援策として提示できることが限られているのに、安心して相談を受け付けできるのか？ ⇒ 地域にどのような資源があるのか把握できていなければ、相談窓口が支援策として提示できるのは公的なサービスだけ。 ⇒ 公的なサービスの対象にならない相談者＝制度の狭間にいる相談者が現れたら？ 支援策が提示できない人の相談を窓口は受けたがるだろうか？ ＝ 相談支援の包括化よりも、地域づくりの方が大切。まずは地域にどのような活動が行われているか、どのような資源があるかを把握することからはじめよう。
×	地域づくり事業は、福祉の関係者が主体となって行わなければならないことだ。
○	「地域づくり」自体は、庁内だけで考えても、取り組んでいる部署はたくさんある。 ⇒ 例えば、企画部局は、長らく地域住民とともに地域のことを考えてきたはず。 やったことがないことに取り組むのは難しい。それならやったことがある人・得意な人に相談にのらばよいのでは？ ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけで成り立っているわけではないことを考えても、福祉の関係者だけで考えればよい行動すればいいわけではない。 地域づくり事業の実施要綱で定めている範疇は狭いが、他の地域づくり施策等との接続を意識することは不可欠。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ④

×	重層的支援体制整備事業は多世代を対象とした事業なのだから、多世代を対象にした居場所を新しく作らないといけない。
○	そもそも、地域住民は「多世代を対象にした居場所」を求めているのか。地域にはそういう居場所はないのか。 ⇒ 地域活動は、楽しくなければ参加しないし、続かない。役所の都合で「やらせよう」としてもうまくいくはずはない。 作ろうとした居場所に、自分だったら行くだろうか。居場所を作れと役所に言われて、自分だったら作るだろうか、続けるだろうか。 ⇒ 今ある居場所も、多世代交流ができれば自然とそうなるし、逆も然り。 ⇒ 居場所に限らず、全ての地域活動は、自発的で楽しいものであるべき。 その活動の何を評価するか、評価の形として資金を投入するか否か、投入するならどの財源を用いるか、判断は市町村次第。
×	重層的支援体制整備事業として実施したことによる費用なら、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象だ。
○	「重層的支援体制整備事業として実施したこと」として認められる範囲は、実施要綱に定められていることに限定されており、その上で交付対象として認められる費用は、交付要綱に定められていることに限定されている。 ⇒ 当たり前だが、それぞれの取組が、「包括的な支援体制の整備」のために行われているものなのか、重層的支援体制整備事業実施要綱に定められているものなのか、きちんと整理しておくことが必要。 ⇒ 全ての取組は「いい」取組。ただ、そのことと、事業として認められるか、交付対象であるか（税金が投入されるか）は別問題。
×	重層的支援体制整備事業は、一度関係者と話し合っていれば、開始後もずっとうまくいく。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。 ⇒ 日々新たな課題が生じる／やりたいことが生じる、担当者が異動する中では、定期的な「調整」が重要。 P D C Aサイクルを活用し、事業により実施したこと目的は達成できているか、関係者間で「このまちでどういう風に生きていきたいか」が共有されているか、何度も確認して、必要な対応を行っていくべき。
×	重層的支援体制整備事業は一度始めたら辞められないし、交付金はずっともらえる。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。一定の期間（例えば地域福祉計画の期間）で体制を作り上げる必要。 ⇒ 実施する必要がなくなれば、辞めることもできる。 ⇒ 目的に応じて、必要な手段は何なのかを考えた結果、重層的支援体制整備事業ではないということであれば、もちろん辞めても問題はない。 （辞めた市町村もある。） ⇒ 「体制整備事業」という事業の趣旨を鑑みれば、国や都道府県の補助がいつまでも続くわけではなく、自走できる体制を作る必要。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ まとめ

大切にけれど忘れがちなこと

★ 「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。

★ 「〇〇をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）

★ 思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。
今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。

★ 地域住民を含め、全ての関係者とともに、以下を行っていく。
① 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語れるようにする。
② 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかり行う。
③ これまで行ってきたことに加えて、+αでやらなければならないこと・やりたいことは何なのか、話し合う・実行する。
④ 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。

★ これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。
「役所の担当者」、「専門職」・・・
一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きていきたいか」考えることが大切。

すべては「このまちでどういう風に生きていきたいか」。
そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。

重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し

○ 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備にあたっての手段の1つでしかないにも関わらず、地域住民を含む関係者等との検討や現状の課題分析が行われることなく、実施が決定され、事業の実施自体が目的となっている状況が見られることを踏まえ、以下の取組を実施する。

1. 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認

○ 重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるかを確認する観点から、重層的支援体制整備事業の実施を希望する全市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施にあたって必要なプロセスを経ているか、重層的支援体制整備事業でなければ解決できない課題等は何か（重層的支援体制整備事業を実施する理由）等が確認できる資料の提出を求める。

2. 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認

○ 多機関協働事業等の支援実績件数について、四半期ごとに提出を求めている実績報告の結果を、厚生労働省HPで公表する。
○ 支援実績件数が0件である状態が続いている市町村のうち、地域共生社会推進室が必要と判断した市町村に対しては、直接確認を行う。

3. 重層的支援体制整備事業交付金の適正な執行

○ 重層的支援体制整備事業は「体制整備」を目的とするものであり、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、いつまでにどのような体制を整備するのか、事業の成果目標や成果指標を設定した上で、「体制整備」を目指すべき事業である。
○ このため、重層的支援体制整備事業交付金の交付も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。
○ 多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。（具体的な期間や一定期間終了後の支援の方策については、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する。）
○ また、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定めるとおり、相談支援・地域づくり・参加支援に係る事業を一体的に実施することで、地域生活課題に対する支援体制等を一体的かつ重層的に整備するものとされていることから、これに適合しないと考えられる市町村については、重層的支援体制整備事業交付金の対象とはならない場合があることに留意すること。
○ 重層的支援体制整備事業の事業評価については、地域共生社会の在り方検討会議の議論等を踏まえて提示することを検討しているが、各市町村においては、まず自ら掲げた事業の成果目標や成果指標をもとに、PDCAサイクルを徹底することにより、不断の見直しに努めること。

多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和 6 年 3 月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。
- なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定。

(単位：千円)

市町村人口規模（※）	交付基準額	
	令和 6 年度まで	令和 7 年度から
1 万人未満	25,300	15,000
1 万人以上～3 万人未満	28,000	18,000
3 万人以上～5 万人未満	31,000	21,000
5 万人以上～10 万人未満	33,800	25,000
10 万人以上～20 万人未満	42,000	30,000
20 万人以上～30 万人未満	50,500	35,000
30 万人以上～40 万人未満	56,000	40,000
40 万人以上～50 万人未満		50,000
50 万人以上	61,800	55,000

- （※）人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年 1 月 1 日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。
- （※）このほか、重層的支援体制整備への移行準備事業の補助基準額についても、あわせて見直しを行う。

多機関協働事業等の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

- 多機関協働事業等に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付に際し、社会福祉法第106条の 4 に定める重層的支援体制整備事業の考え方に沿った、適切な事業実施及び同事業実施要綱に定める趣旨の明確化を図ることとし、以下のとおり具体的な内容をお示しする。

1. 多機関協働事業

- **多機関協働事業は**、以下を目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものであることを踏まえ、**包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら実施することを原則**とする。
- ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
- ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと
- ・ これらを通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援すること
- ※ ただし、令和 7 年度にあっては、経過措置として、一定の要件を満たす場合には、委託を行うことも可能とする。

2. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業／参加支援事業

- **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業は**、多機関協働事業に繋がったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、**これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定した「支援体制を整備」することを目的**としている。
- この目的に照らし、以下の場合に該当する市町村に対しては、両事業に要する費用に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付にあたり、査定を行う場合があることに留意されたい。
- ・ 「既存制度や事業（生活困窮者自立支援制度やひきこもり支援事業等）により対応できる者」を対象とした「支援」を行っている場合
- ・ 参加支援事業において、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっている場合
- ・ 参加支援事業における支援メニューを作成する際、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行っている場合
- ・ その結果、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用を両事業に要する費用へと移し替えたり、両事業の対象者として適当ではない者に要する費用が両事業に要する費用に含まれている場合

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化

○ 都道府県による包括的な支援体制の整備に係る支援は、社会福祉法第6条第3項に基づき、実施が義務づけられていること、「地域共生社会の在り方検討会議」において、包括的な支援体制の整備に係る都道府県の役割の見直しについても論点になっていること等を踏まえ、以下を実施する。

1. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（旧：重層的支援体制整備に向けた都道府県後方支援事業）の適切な運用

- 都道府県においても、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化しているところや、重層的支援体制整備事業の目的はワンストップ窓口を開設することであると認識しているところがあり、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を把握することなく、重層的支援体制整備事業の実施のみ・ワンストップ窓口の設置のみを勧めている場合がある。
- このため、令和7年度の同事業に係る補助金の交付申請にあたっては、以下を徹底することとする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、**管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題を把握すること**
 - ・ 補助金の交付を希望する取組について、**包括的な支援体制の整備という目的に照らし、現状の課題把握・分析を行った上で、解決策を選択できるようになるための内容とすること**
 - ・ 管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題に照らして、内容を決定すること

2. 都道府県による後方支援の強化

- 社会福祉法に定める地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備の関係などについて、更なる理解を深めた上で、市町村への支援を行うことができるよう、都道府県においても「包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修」を積極的に受講するよう求める。
- 都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する。（年度当初に申込受付予定。）

包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施

○ 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、**市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施**する。

	市町村の管理職向け研修		都道府県向け研修	
研修目的	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、包括的な支援体制の整備手法、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針を検討した上で、包括的な支援体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。		○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。	
研修開催時期	令和7年9月～令和8年1月		令和7年9月～令和8年1月	
開催回数	6回（いずれも同一内容とする。）		2回（いずれも同一内容とする。）	
開催方法	オンライン		オンライン	
1回あたり募集人数	50名程度		15名程度	
カリキュラムイメージ	研修内容	研修時間	研修内容	研修時間
	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解	45分程度	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	75分程度
	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	60分程度	・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性	45分程度
	・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性	60分程度	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度
	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度		
	・ 修了確認レポート作成	15分程度		

2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制及び民生委員・児童委員の選任要件について

（１）現状

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）附則第2条においては、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。
- このため、地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を整理するとともに、包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等の今後の方向性や、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として、**令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を実施**している。（令和6年12月末時点で第7回まで終了しており、6年度末までに中間的な論点整理を、7年夏を目途に取りまとめを行う予定。）
- 同検討会議では、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業の在り方について、その運用状況等を踏まえ、以下の論点が提示されている。
 - ・ 包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。
 - ・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経していない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経していない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
 - ・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。

（２）連絡事項

- こうした運用状況等を踏まえ、次ページ以降に、「地域共生社会の実現－包括的な支援体制の整備－重層的支援体制整備事業」の関係性や、「重層的支援体制整備事業実施要綱」等に定める、同事業を実施するにあたってのプロセス、多機関協働事業の役割等を改めて示すので、
 - ・ すでに重層的支援体制整備事業を実施している市町村においては、同事業実施にあたってのプロセス等が適切であったかを確認し、必要に応じて事業の見直し等の検討を行うとともに、
 - ・ 同事業の実施を検討している市町村においては、各地域において、地域資源の分析等を行い、その状況や特性を把握するとともに、同事業を実施することで目指す方向性や取組内容について、多様な地域の関係者と十分な対話や合意形成を図った上で行うよう願います。
- なお、地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算の、令和7年度予算案額は728億円であり、重層的支援体制整備事業の基準額の見直し等を行う方針である。各事業の具体的な執行方針は追ってお示しする。

第3 生活困窮者自立支援制度の推進等について

（１）現状・課題

- ・ 令和6年4月に、居住支援の強化のための措置や支援関係機関の連携強化等の措置を盛り込んだ、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（困窮法等改正法）が成立し、令和7年4月1日の本格施行に向けた準備が必要である。
- ・ 生活福祉資金貸付制度については、会計検査院の令和5年度決算検査報告において、緊急小口資金等の特例貸付に関して、
 - ①フォローアップ支援における都道府県社協と市町村社協等の役割や実施方法の明確化、
 - ②債権管理積立額の確認体制の整備、
 - ③生活保護受給者による借受の事後確認を行うよう意見表示がされた。

（２）令和7年度の取組

- ・ 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案において、困窮法等改正法の施行や、より効果的な支援のために必要な予算を計上している。
 - 令和6年度補正予算において、居住支援の体制整備やNPO法人等との連携強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援、都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立上げ支援等を図っている。
 - 令和7年度当初予算案において、自立相談支援機関における住まい相談機能の充実や、住居確保給付金における転居費用の支援、居住支援事業の強化を図る。また、就労準備支援事業・家計改善支援と自立相談支援事業を一体的に行うことを前提とした家計改善支援事業の国庫補助率の引上げや、生活困窮者向け事業と生活保護受給者向け事業の一体的な実施等を図る。
- ・ 特例貸付に関する令和5年度決算検査報告への対応として、借受人へのフォローアップ支援の役割・実施方法を明確化するとともに、債権管理積立額の確認体制を整備する。

連 絡 事 項

第2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

1. 「地域共生社会」の実現に向けて

(1) 地域共生社会とは

- 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれており、こうした地域の実情を踏まえ、地域共生社会という理念を掲げている。

地域共生社会は、令和元年12月26日「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」等において、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会」と定義されている。

上記の人口・世帯構造や社会経済状況の変化等を踏まえれば、

- ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
- ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会

の2つの視点から、方策を進める必要がある。

- 「地域共生社会」の概念は、「共生」という言葉のイメージから、福祉分野「のみ」において、その実現に向けた方策を検討すればよいと認識されることが多いが、
- ・ 地域共生社会においては、いわば、地域住民1人1人の地域での生活そのものに注目することが求められており、行政分野の縦割りの中で検討していても、必要な対応を効果的に行うことはできないこと
 - ・ 地域住民の生活は、福祉分野の取組のみで完結しておらず、まちづくり・産業・農業・環境・交通・消費者行政など多様な分野が密接に関連しながら形成されていること（福祉分野以外においても、それぞれの観点から地域住民の生活を支える施策を行っていること）
 - ・ 人口減少社会においては、地域生活課題の解決等にあたって、行政分野間で限られた人材や地域資源を奪い合ったり、類似の取組を多数行ったりするのではなく、同じ目的をもつ者同士が連携して対応できる体制を整えていくべきであること
- から、下図の上（黄色の矢印）の循環のみでなく、下（水色とピンクの矢印）の循環も意識した検討を行うことが重要である。

【地域共生社会のイメージ図】



（２）「包括的な支援体制の整備」について

- 前述のとおり、地域共生社会の概念は、地域住民１人１人の地域での生活そのものに着目するもので、その達成に向けての方策は様々なものが想定されるが、福祉分野にあっては、社会福祉法において
- ・ 地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行わなければならないこと。
 - ・ 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（包括的な支援体制の整備）を行うこと。
 - ・ 包括的な支援体制の整備にあたっては、福祉分野のみが地域住民の生活を支えているわけではないことに鑑み、関連施策との連携に配慮するよう努めること。
- とされている。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２・３（略）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 （略）

２ 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

３ （略）

- 包括的な支援体制の整備のための方策も様々なものが想定され、各市町村においては、例えば地域福祉計画の策定・改定（※１）に係る検討の機会等を捉えて、
- ・ 地域住民の生活に直結するものであることから、地域住民も含めた幅広い関係機関等とともに、地域共生社会の実現も見据えつつ、自らの市町村でどのような包括的な支援体制の整備が必要かを検討し、
 - ・ 同体制の整備にあたり、地域における支援ニーズ、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題を把握・分析（※２）し、
 - ・ 地域住民も含めた関係機関等とともに、人口減少社会であることや市町村における財政状況等も踏まえて、今後の目標や必要な対応（誰が・いつ（までに）何をすることで何を達成するか等）を検討し、
 - ・ 定期的に、目標の達成状況の確認や、達成されていない場合の課題分析、対応方法の見直し等を行う
- ことが非常に重要である。

（※１）地域福祉計画の策定・改定状況は、毎年度調査の上、その結果を厚生労働省ホームページで公表しており、包括的な支援体制の整備に関する事項の記載状況も提示している。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

（※２）課題把握・分析の観点の例（包括的相談支援の場合）

<現状の相談支援体制の把握>

○ 相談支援機関の相談支援実績把握

- ・ 相談支援機関を一覧化する。
- ・ 相談支援機関での相談支援体制（支援を行う職員数等）を把握する。
- ・ 相談支援機関ごとの相談支援実績（相談者像、相談支援人数等）を把握する。
- ・ 相談受付に至るまでのルート（どこで知って／誰に紹介されて相談支援機関にたどり着いたか）を把握する。
- ・ 相談支援機関ごとにどのような支援を行っているか（支援に係る関係者は誰か、課題の解決策として提示されている手法は何か等）を把握する。

○ 相談支援機関からの課題把握

- ・ すべての相談支援機関から、相談支援に係る課題を把握する。

○ 地域住民・支援対象者からの課題把握

- ・ 地域住民から、相談支援機関で相談を受けてもらえなかった、たらい回しにされた等、相談受付に係る課題を把握する。
- ・ 支援対象者本人から、相談支援機関が提示した支援策は、地域でのよりよい暮らしにつながっているか等を把握する。

<相談対象者の把握>

- ・ 今後の相談支援人数を推計する。

<課題分析>

- ・ 「相談」という支援ニーズに対し、それを充足させるための体制が整備されているか、支援策が幅広い観点から検討されているか／本人にとって適切な支援策が提示されているか等の観点で、既存の相談受付体制の課題分析を行う。

- しかしながら、市町村の中には、
 - ・ なぜ、地域共生社会の実現や包括的な支援体制の整備が求められているのか、
 - ・ 地域共生社会の概念やこれまで市町村において行われてきた既存制度や既存事業（生活困窮者自立支援制度やひきこもり支援事業等。以下「既存制度等」という。）の様々な取組に鑑み、包括的な支援体制の整備及びその検討にあたり、どのような対応を行うべきかが十分には把握・検討されておらず、例えば、包括的な支援体制の整備にあたっての手段の1つでしかない重層的支援体制整備事業の実施が、地域住民を含む関係者等との検討や現状の課題分析等が行われることなく決定され、事業の実施自体が目的となっている状況が見られる。
- このため、各市町村にあっては、
 - ・ まず、地域共生社会の概念と包括的な支援体制の整備の関係性を理解した上で、
 - ・ 整備にあたって重要なプロセスが踏まれていない場合は、早急にこれを行い、
 - ・ 必要に応じて、整備のための方策の見直しを検討されたい。
- また、地域共生社会推進室は、（３）の検討を進めつつ、昨年度の所管課長会議において示した見直し等として、２．以降により、包括的な支援体制の整備の推進及びその手段の1つである重層的支援体制整備事業について、社会福祉法第106条の4及びその事業趣旨を踏まえて、事業の質の向上及び適切な運用並びに市町村全体の包括的な支援体制の整備の支援の強化等を図ることとする。

（３）地域共生社会の更なる推進に向けた検討

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第52号）附則第2条の検討規定等に基づき、令和６年６月より地域共生社会推進室において「地域共生社会の在り方検討会議」を開催し、地域共生社会の概念の再整理、今後の包括的な支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性等について、議論を行っている。
- （２）の包括的な支援体制の整備については、第６回（令和６年１１月２６日）に議論されており、以下の論点が提示されている。
 - ・ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組としていくための方策について、どう考えるか。
 - ・ 包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。
 - ・ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経ていない場合や、地域資源や支援ニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの

実施について、どう考えるか。

- なお、本検討会議については、本年3月に論点整理を行った上で、本年夏頃を目途に取りまとめを行う方針であり、取りまとめ次第、その内容等について、情報提供を行い、その後、社会保障審議会福祉部会等での議論を経て、必要な対応を行っていく予定である。
- 本検討会議の議事及び資料等については、以下URL（厚生労働省HP）に記載しているため、参考にされたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html

2. 重層的支援体制整備事業の適切な運用

(1) 重層的支援体制整備事業とその課題

- 前述のとおり、重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備するための手段の1つであり、これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」事業である。
- 従って、
 - ・ まず、前述のとおり、包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討することが不可欠であり、
 - ・ その上で、既存制度等においてそのままでは対応が困難な具体的な課題が生じており、地域住民を含む幅広い関係機関等の合意のもと、それを解決する手段として、重層的支援体制整備事業を実施することが適当であると決定した場合に実施すべき事業

であり、令和5年度の重層的支援体制整備事業実施要綱改正において、事業実施に向けて必要なプロセスを明記したところであるが、現状ではこのプロセスが十分に踏まれておらず、重層的支援体制整備事業でなければ対応できない支援対象者がどの程度存在するのかのニーズ把握がなされないまま、既存制度等での対応を最大限広げることなく、解決すべき課題も十分に把握・分析せずに、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化され、このために事業が形骸化し、事業実施の効果を感じられていない市町村が多い。

- 重層的支援体制整備事業は、これまで福祉分野で行われてきた事業とは性格が異なり、既存制度等が存在し、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度において、支援ニーズが制度の狭間に「落ちる」ことのないよう、最大限の対応を行うことを前提に、それでもなお不足する部分について、市町村が自らの課題を把握・分析し、課題解決

という目的に照らして有効な策であるかを検討し、選択して実施（活用）しなければ効果が見込めない事業であり、実施する上では十分な検討と合意形成が必要である。

- このため、現在、重層的支援体制整備事業の実施を検討している市町村は、まず地域共生社会の実現を見据えて、包括的な支援体制をどのように整備するか、事業を実施する前に、地域住民を含む関係機関等とともに十分な検討をすることが必要である。

また、既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村にあっても、事業の開始以前に上記の検討がなされていなかった場合や、事業の実施効果が感じられていない場合は、地域住民を含む関係機関等とともに、事業の継続的実施の必要性を含めた検証・見直しを検討することが必要である。その上で、事業を引き続き実施することが適当と判断した場合でも、重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、事業の成果目標や評価指標を設定し、PDCAサイクルを徹底することとされたい。

なお、重層的支援体制整備事業を一度実施した場合でも、実施による効果等が得られなかった場合は、市町村の判断により、重層的支援体制整備事業を実施しない形で包括的な支援体制の整備を図ることも可能である。実際に、令和6年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村の中には、令和7年度は重層的支援体制整備事業を実施しないこととした市町村もある。

- 地域共生社会推進室では、これまで市町村から伺った、重層的支援体制整備事業に関する「よくある誤解」と、それに対する「本当はこうだった」「大切だが忘れがちなこと」をまとめた資料（本当にそうかな？重層的支援体制整備事業一手段が目的化していませんか？）を作成しており、本会議資料の参考資料として付しているのので、重層的支援体制整備事業所管課のみならず、関係部局も含め参照されたい。

（２）多機関協働事業等とその課題

- 前述のとおり、重層的支援体制整備事業は、既存制度等が存在し、これらを最大限に活用することを前提に、これらでは対応しきれないといった課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」事業であり、既存制度等を最大限活用してもなお残る課題の解決や、体制整備のための具体的な手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業（多機関協働事業等）が設けられている。
- しかしながら、市町村の中には、
 - ・ そもそも、重層的支援体制整備事業の実施にあたって、既存制度等の課題把握・分析等が行われておらず、その解決策として設けられている多機関協働事業等においても既存制度等と同様の取組を行う等、効果的に活用できていなかったり、
 - ・ 既存制度等を最大限活用し、それらの一体的な実施等による連携体制の整備を図ることなく、むしろ既存制度等の役割を縮小させることや既存制度等で実施していた取組について、重層的支援体制整備事業交付金への移し替えを行い、本来であれば既存制度等で実施すべき取組について、多機関協働事業等により補っていたり

する場合がある。

- そのような市町村にあつては、
 - ・ 多機関協働事業等に要する費用への交付金（重層的支援体制整備事業交付金）の交付効果の観点でも疑義が生じるほか、
 - ・ 多機関協働事業等の事業者に過剰な負荷がかかり、本来地域住民の支援ニーズにより応じやすくするための体制を整備する事業であるところ、既存制度等を実施していた際と比較して、逆に支援ニーズに応じにくくなってしまうといった課題がある。具体的な対応方針等を示さず、多機関協働事業者等に複合化・複雑化したケースへの対応を委ねているような市町村が多くあることが、厚生労働省補助事業による調査でも明らかになっている。
- 重層的支援体制整備事業交付金の交付効果に関しては、令和6年6月に結果が公表された、財務省予算執行調査（※）でも指摘されており、
 - ・ 多機関協働事業等について、支援実績が0件の市町村があり、同事業等により整備した支援体制が実績につながっていない可能性が高いことや、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていたこと。
 - ・ 「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」といった声もあったこと。
 - ・ 地域住民の支援ニーズを把握していない市町村が2割程度あったこと。
 - ・ 同事業等の成果を把握するための定量的な目標を設定していない市町村が8割程度あったこと。等を踏まえ、同事業等の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われた。（令和6年度予算額：約53億円（実施市町村数：346市町村）、令和7年度予算案額：約56億円（実施予定市町村数：473市町村））

（※）財務省HP

- 予算執行調査の結果

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/sy0606/0606d.html

- 令和7年度予算案への反映状況

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/hanei/index.html

（３）重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し

- 前述の課題を踏まえ、重層的支援体制整備事業交付金の交付に関し、以下①～④の対応を行うこととする。
- ① 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認

- 重層的支援体制整備事業を実施する場合、令和6年度までは、実施前年度の秋に地域共生社会推進室が実施する調査において実施を希望し、重層的支援体制整備事業に要する費用見込を回答することとしていた。
- 令和7年度は、夏・秋の2回に分けて調査を実施することとし、
- ・ 夏の調査では、令和6年度以前に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村も含め、令和7年度・8年度に重層的支援体制整備事業の実施を希望する全市町村に対し、重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるかを確認する観点から、
 - ✓ 地域住民も含めた幅広い関係機関等とともに、自らの市町村でどのような包括的な支援体制を整備するかを検討した際の検討体制及び議事録等の検討結果
 - ✓ 同体制の整備にあたり、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題の把握・分析結果
 - ✓ 上記の課題に照らし、既存制度や事業において実施できない理由及び重層的支援体制整備事業の実施を選択する理由
 - ✓ 重層的支援体制整備事業の対象となる、既存制度や事業で対応できない者の対象像、地域内の支援ニーズ（想定人数）及びその把握方法
 - ・ 秋の調査では、例年どおり重層的支援体制整備事業に要する費用見込を回答させることとする。

② 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。

なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定である。

(単位：千円)

市町村人口規模（※）	交付基準額		
	令和6年度まで	令和7年度から	差額
1万人未満	25,300	15,000	▲ 10,300
1万人以上～3万人未満	28,000	18,000	▲ 10,000
3万人以上～5万人未満	31,000	21,000	▲ 10,000
5万人以上～10万人未満	33,800	25,000	▲ 8,800
10万人以上～20万人未満	42,000	30,000	▲ 12,000
20万人以上～30万人未満	50,500	35,000	▲ 15,500
30万人以上～40万人未満	56,000	40,000	▲ 16,000
40万人以上～50万人未満		50,000	▲ 6,000
50万人以上	61,800	55,000	▲ 6,800

- (※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

③ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認

- 多機関協働事業等は、前述のとおり、既存制度等を最大限活用してもなお残る課題の解決や、体制整備のための具体的な手段として設けられているものである。
- 課題の解決状況や体制整備の進捗状況を把握するための指標の1つとして、多機関協働事業等による支援実績件数の変動が想定される(※)が、前述の財務省の予算執行調査の結果によれば、重層的支援体制整備事業開始年度であっても、支援実績件数が0件である市町村が多く見られた。

このような市町村は、「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について(通知)の改正について」(令和4年3月31日付社援地発0331第1号 厚生労働省社会・援護局長地域福祉課長通知)に基づき実施している、四半期ごとの実績報告においても、継続的に確認されている。

- (※) 既存制度等を最大限活用してもなお残る課題として、例えば複合化・複雑化した支援ニーズであって、調整者を介さなければ支援方針等が決定しない事例があることが考えられる。その場合にあっては多機関協働事業を活用した支援方針の決定(支援プランの作成)が行われることが想定されるが、多機関協働事業開始以降、一定期間支援プランの作成件数が0件である市町村にあっては、重層的支援体制整備事業の実施について改めて検討を行うことが必要である。

- このため、上記実績報告の結果を厚生労働省ホームページで公表するとともに、支援実績件数が0件である状態が続いている市町村のうち、地域共生社会推進室が必要と判断した市町村に対しては、当室職員が、市町村を訪問する等して、事業の実施状況を直接確認することを検討している。

また、確認の結果、多機関協働事業等の実施実態が確認できない場合は、重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に基づき、多機関協働事業等に係る交付金の返還を求める場合があることに留意されたい。

④ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

- 多機関協働事業は、同事業実施要綱に定めるとおり、
- ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
 - ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと

- ・ これらの取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援すること
- を目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものである。
- この目的に照らせば、多機関協働事業は、行政ではない外部の事業者が上記の多機関協働事業の事業目的を達成することは困難であるため、原則として包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら多機関協働事業を実施すること（交付金の交付に際しては、多機関協働事業を外部に委託することは認めないこと）とする。（同事業実施要綱の、同事業実施主体に係る規定の改正も行う。）
- ただし、令和7年度にあっては、経過措置として、
- ・ 市町村自らが包括的な支援体制を整備するにあたり、多機関協働事業をどのように活用し、多機関協働事業を行わずとも複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるようにしていくかの見通しを示すこと
 - ・ 次年度から、市町村において直接多機関協働事業を実施する体制を整えること
 - ・ 上記の検討結果、次年度の実施体制、令和7年度は委託により実施しなければならない理由が記載された資料の提出
- を求め、内容を確認の上、委託を行うことを認める（多機関協働事業等に要する費用への交付金交付を、委託を行ったことのみをもって行わないこととしない）。
- また、重層的支援体制整備事業でなければ対応できない支援対象者について、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の決定を重ねていけば、その中で支援関係機関間の連携も進み、多機関協働事業を介することなく、支援関係機関間で対応できる事例が増えていくことを想定している。多機関協働事業の役割・機能は、事業の実施経過とともに変化していくことが想定されるものであり、重層的支援体制整備事業を開始した後も、多機関協働事業の実施体制を硬直化させるのではなく、既存制度等での対応範囲を広げることとあわせて、その役割に応じた体制等の見直しを検討されたい。
- 加えて、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業については、
- ・ 両事業とも多機関協働事業で取り扱ったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定とした「支援体制を整備」することを目的としている。しかしながら、既存制度等で対応できる者まで対象とした「支援」を行っているケースもあり、その結果、これまで各市町村が実施してきた既存制度等に要する費用から、重層的支援体制整備事業に要する費用へと移し替えている事例が見られたり、
 - ・ 参加支援事業にあっては、（参加支援事業者が早期に関わる必要がある場合を除き）重層的支援会議で事業の利用が必要と認められた者のみを対象とする事業であるにも関わらず、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっていたり
 - ・ 参加支援事業における支援メニューについて、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行ったり、

- ・ 多機関協働事業とも連携しながら、両事業により、どのような者に対してどのような支援を行う体制を整備するのかを検討しないまま、各事業がそれぞれの運用方針で事業を実施している

市町村が見受けられる。

こうしたことを踏まえ、

- ・ 両事業について委託を行う場合、包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業と一体的に実施できる体制が確保されるよう、市町村が責任をもって事業実施に係る指示を行っていること
- ・ 参加支援事業について、その利用者が重層的支援会議で事業の利用が必要と認められた者かつ既存の社会参加に向けた事業では対応できない者に限定されていること、同事業への関係が想定される社会資源の把握方法とその結果

が確認できる資料の提出を求め、多機関協働事業等に係る重層的支援体制整備事業交付金交付申請において、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用から、両事業に要する費用への移し替えが生じている場合や、参加支援事業の対象者として適当ではない者に要する費用が含まれている場合は、査定を行う場合があることに留意されたい。

また、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定めるとおり、相談支援・地域づくり・参加支援に係る事業を一体的に実施することで、地域生活課題に対する支援体制等を一体的かつ重層的に整備するものとされていることから、市町村において全体のマネジメントが行われず、単に社会福祉法に示されている事業を同時期に行っているに留まり、それぞれの事業が繋がらず、地域生活課題に対する支援体制等の整備が進展していないと見受けられる場合には、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象とはならない場合があることにも留意すること。

- また、参加支援事業にあつては、その利用者が多機関協働事業による重層的支援会議で事業の利用が必要と認められた者かつ既存の社会参加に向けた事業では対応できない者に限定されていることを踏まえれば、前述の多機関協働事業の役割・機能の変化を踏まえた体制等の見直しとあわせて、参加支援事業の実施体制の見直しを検討することも必要である。
- 重層的支援体制整備事業は、「体制整備」を目的とするものであり、前述のとおり、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、いつまでにどのような体制を整備するのか、事業の成果目標や成果指標を設定した上で、一定の期間内に「体制整備」を目指すべき事業である。

このため、重層的支援体制整備事業交付金も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に交付を行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。なお、この場合の一定期間とは、例えば、地域福祉計画の計画期間等が考えられるが、具体的な期間や一定期間経過後の必要な費用への見直しにつ

いては、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する方針である。

なお、重層的支援体制整備事業の事業評価については、前述のとおり、現在地域共生社会の在り方検討会議においても、具体的な議論が行われているところであり、具体的な評価方法等は、同検討会議の議論等を踏まえて提示することを検討しているが、各市町村においては、まず自ら掲げた事業の成果目標や成果指標をもとに、PDCAサイクルを徹底することにより、不断の見直しに努めていただきたい。

3. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の適切な運用

- 重層的支援体制整備事業への移行準備事業についても、同事業を経て重層的支援体制整備事業を開始した市町村であっても、2（1）で示した重層的支援体制整備事業実施にあたってのプロセスが踏まれておらず、十分な実施効果が感じられていない市町村があることを踏まえ、令和7年度の補助金交付にあたっては、

- ・ 地域住民も含めた関係機関等とともに、自らの市町村でどのような包括的な支援体制を整備するかを検討した際の検討体制及び議事録等の検討結果
- ・ 重層的支援体制整備事業の対象となる、既存制度や事業で対応できない者の対象像、地域内の支援ニーズ（想定人数）及びその把握方法
- ・ 同体制の整備にあたり、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題の把握・分析結果
- ・ 上記の課題に照らし、既存制度や事業において実施できない理由及び重層的支援体制整備事業の実施が必要と判断し、重層的支援体制整備事業への移行準備を行うこととした理由

が確認できる資料の提出を求めるとともに、5に記載する研修の修了を要件とする。（年度末までに研修の修了が確認できない場合は、交付決定を取り消す。）

- また、補助基準額についても、下表のとおり見直すこととする。

（単位：千円）

市町村人口規模（※）	交付基準額		
	令和6年度まで	令和7年度から	差額
1万人未満	6,300	5,000	▲ 1,300
1万人以上～3万人未満	7,000	6,000	▲ 1,000
3万人以上～5万人未満	7,800	7,000	▲ 800
5万人以上～10万人未満	8,500	8,000	▲ 500
10万人以上～20万人未満	10,500	10,000	▲ 500
20万人以上～30万人未満	12,600	12,000	▲ 600
30万人以上～40万人未満	14,000	13,000	▲ 1,000
40万人以上～50万人未満		13,500	▲ 500
50万人以上	15,500	15,000	▲ 500

(※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

- なお、重層的支援体制整備事業への移行準備事業は、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料においても示したとおり、令和7年度末をもって終了するため、同年度中に事業目的を達成するものである必要があり、原則として令和8年度に重層的支援体制整備事業を開始する予定としている市町村（令和7年夏に実施する、重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか等に係る資料の提出を行う市町村）を対象とする。

4. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化

(1) 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業の適切な運用

- 前述のとおり、社会福祉法に基づき市町村が行うべきは包括的な支援体制の整備であることを踏まえ、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」の名称を「包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業」に変更する。
- その上で、都道府県の中には、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化しているところや、重層的支援体制整備事業の目的はワンストップ窓口を開設することであると認識しているところもあり、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を把握することなく、重層的支援体制整備事業の実施のみ・ワンストップ窓口の設置のみを勧めている場合があることを踏まえ、令和7年度の同事業に係る補助金の交付申請にあたっては、
 - ・ 都道府県においても、重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題を把握すること
 - ・ 補助金の交付を希望する取組について、
 - ・ 包括的な支援体制の整備という目的に照らし、現状の課題把握・分析を行った上で、その解決策を選択できるようになるための内容とすること
 - ・ 管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題に照らして、内容を決定することを徹底されたい。

(2) 都道府県による後方支援の強化

- 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業を実施しない都道府県においても、社会福祉法上、市町村における包括的な支援体制の整備に対して支援を行う責務がある(※)ことを踏まえ、管内市町村に対する包括的な支援体制の整備の支援について、検討されたい。

(※) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条

1・2 （略）

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- また、社会福祉法に定める地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備の関係などについて、更なる理解を深めた上で、市町村への支援を行うことができるよう、5 に記載する研修の積極的な受講をお願いしたい。
- 加えて、令和 7 年度においても、都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する予定である。年度当初に申込様式を配布するので、積極的に活用されたい。
- なお、前述の検討会議においては、包括的な支援体制の整備に係る都道府県の役割の見直しについても論点となっていることにも留意されたい。

5. 包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施

- 地域共生社会推進室においては、これまで重層的支援体制整備事業の担当者や、実際に地域で地域づくりに取り組む者等、相談支援や地域づくりの現場に近い者に対する研修を中心に実施してきたが、前述のとおり、今後市町村及び都道府県に求められるのは、市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材である。
- この求められる人材像に照らし、令和 7 年度は、以下のとおり市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施することとしている。包括的な支援体制の整備に係る制度的な理解や具体的な検討手法、取り得る方策等について理解を深める機会としたいと考えているので、市町村や都道府県におかれては、積極的に参加されたい。

(1) 市町村管理職向け研修

- 研修目的
地域共生社会—包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、包括的な支援体制の整備手法、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針を検討した上で、包括的な支援体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村において、必要な対応を行うことができるようにする。
- 研修対象者：市町村の管理職（部課長級）
- 研修開催時期：令和7年9月～令和8年1月
- 開催回数：6回（いずれも同一内容とする。）
- 開催方法：オンライン
- 1回あたり募集人数：50名程度
- カリキュラムイメージ
 - ・ 地域共生社会—包括的な支援体制の整備に係る制度的理解：45分
 - ・ 地域共生社会—包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介：60分程度
 - ・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性：60分程度
 - ・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク：60分程度
 - ・ 修了確認レポート作成：15分程度

(2) 都道府県担当者向け研修

- 研修目的
地域共生社会—包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。
- 研修対象者：都道府県の包括的な支援体制の整備に係る担当者
- 研修開催時期：令和7年9月～令和8年1月
- 開催回数：2回（いずれも同一内容とする。）
- 開催方法：オンライン
- 1回あたり募集人数：15名程度
- カリキュラムイメージ
 - ・ 地域共生社会—包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介：75分程度
 - ・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性：45分程度
 - ・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク：60分程度

6. おわりに

- 地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備は、地域住民の生活に直結するものであり、各市町村において「わがまちでどのように生きていきたいか、わがまちをどのようなまちにしていきたいか」、求める地域像や活用できる社会資源等が異なる中で、これを検討することなしに／「何のために行うのか」を明確にすることなしに、手段の1つである重層的支援体制整備事業を行っても、地域や住民にとって生活が「よくなる」ことには繋がらない。

形に見える事業にのみとらわれず、改めて既存制度等や地域資源を把握・分析した上で、わがまちのためにどういった体制を構築し、何をすべきか、地域住民を含めた幅広い関係機関等とともに検討し、常に目的に照らした見直しを行うことをお願いしたい。

施策名:生活困窮者自立支援統計システム改修

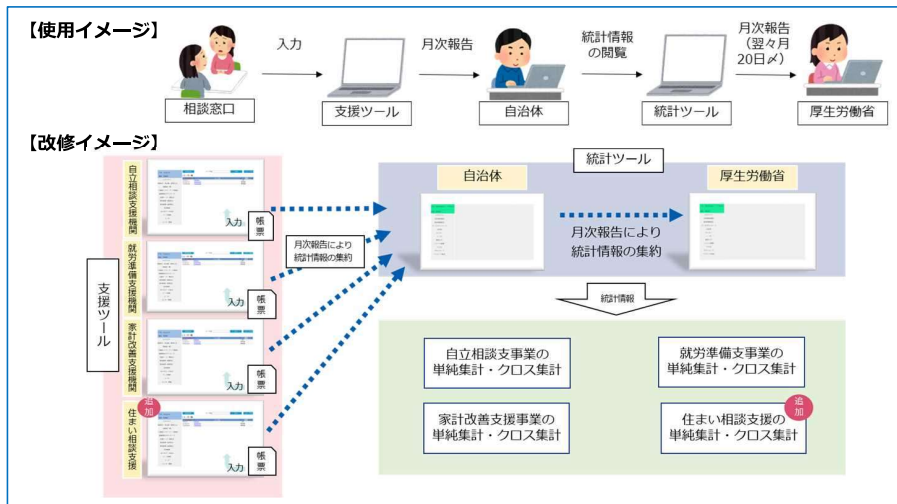
① 施策の目的・概要

既存のシステムにおいては、生活困窮者自立相談支援事業及び重層的支援体制整備事業について、各制度の実施状況の迅速な把握を行っているところ。
法改正に伴い、住まいの相談体制を拡充することに伴って必要となる、住まいに係る相談記録・支援状況の入力や統計情報を作成するためのシステム改修を実施する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

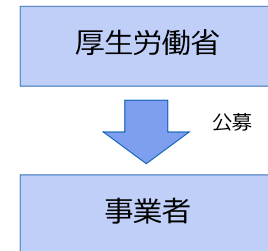
③ 施策の概要(改修イメージ等)



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】国

【補助の流れ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

住まいの相談支援窓口において、業務が効率的かつ円滑に行われるとともに、制度の実施状況の迅速な把握を行うことができる。

2 重層的支援体制整備事業等関連

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ①

×：よくある誤解 ○：本当は「こうだった」

×	重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。
○	重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 ⇒ これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかったことにするのは「もったいない」。 ⇒ そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。
×	重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。
○	もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。 国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） ⇒ 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 ⇒ これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。（取り組んでも効果はない。）
×	重層的支援体制整備事業でなければ、実施できないことがある。
○	重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことは、ないわけではないが「極めて少ない」。 ⇒ 地域ケア会議、生活支援コーディネーター、自立相談支援機関での相談受付、支援会議・・・ 包括的な支援体制の整備に資する手段は、これまでも実施されてきたはず。同じようなことを、看板だけ掛け替えてやっても意味はない。 もしそれがこれまでうまくいってなかったのであれば、まずはそれをうまくいくようにする方が先決では？ ⇒ 重層的支援体制整備事業は「サブシステム」であって、「メインシステム」ではない。
×	重層的支援体制整備事業を実施すべきかは、福祉の関係者だけで考えればよいことだ。
○	たしかに統合される事業は福祉に関係する事業だが・・・ ⇒ そもそも包括的な支援体制の整備／地域共生社会の実現が目的。「このまちでどういう風に生きていきたいか」と連動する話。 であれば、主管課だけで、福祉の関係者だけで考えてよいわけがない。 ⇒ 事業実施如何以前に、「地域住民含め、全ての関係者とともに」まず包括的な支援体制をどのように整備するかを考えるべき。 ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけが支えているわけではない。 ⇒ 福祉の関係者以外も、「このまちでどういう風に生きていきたいか」を考え、各々取組を行っている。 例えば「地域づくり」は、地域住民なり、企業なり、いろいろな人が、いろいろな思いで、いろいろなことをやっている。 いかに「つながり」、一緒に考えられるようになるか。お互いwin-winの関係になれるか。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ②

×	重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。
○	事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭になって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。 ⇒ 社協に「丸投げ」していて、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことになる。 Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定・・・ 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。
×	重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。
○	重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。 ⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。 ⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには○○がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。 大事なことは、「このまちに何があるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか」
×	複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。
○	本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ ⇒ これまでも、既存窓口では、対象者以外から相談があったら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があったら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？ ⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。 ⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。 かえって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。
×	複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。
○	まずは、既存窓口で対応することが前提。 ⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 ⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したいわけではない。基本的には支援対象者本人に直接接触しない。 ＝ いずれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 ＝ 多機関協働事業者につなぐべきケースは何なのかを関係者間で考え、 40 40-スを減らしていくという意識が大切。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ③

×	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもりの人の家を訪問する事業だ。
○	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、単に訪問することを目的とする事業ではない。 ⇒ まず、既存の相談窓口等や地域住民等から、支援が届いていない人の情報を把握できる体制を作ることが重要。 そもそも、誰に支援が届いていないのか、事業者が単独で探すには相当の時間がかかるし、探し出せないことも。 ⇒ その上で、支援が届いていない人に、「継続的に」関わっていく。 手段はアウトリーチに限定されない。本人に会えなくても、本人の関係者からの情報収集からスタートしてもよい。「回数稼ぎ」のために訪問しても逆効果。
×	参加支援をするには、対象者のための「居場所」を「新しく」作らなければならない。
○	参加支援をするために、本当に「新しい」「居場所」が必要なのか。 ⇒ 新しくなくても、居場所でなくても、参加のための手法は何でもいい。 ⇒ 新しいものが必要だと考えてしまうのは、そもそも地域にどのようなつながりがあるかを知らないからでは？ （参加支援事業では、「来たるべき日」に備えて、日頃から地域の関係者との「顔つなぎ」も行うこととされている。）
×	参加支援「事業」は、すべての住民を対象とするものだ。
○	参加支援事業は、多機関協働事業による重層的支援会議で、同事業の利用が必要とされた人が利用できるものだ。 ⇒ 事業として実施できることは限られている。 同事業の利用が必要とされた人以外を支援対象にしたいならば、それは同事業による参加支援ではなく、任意で行われた参加支援。
×	「地域づくり」は何をしていいかわからないから、まずはイメージがつく「相談支援の包括化」を頑張ればよい。
○	支援策として提示できることが限られているのに、安心して相談を受け付けできるのか？ ⇒ 地域にどのような資源があるのかを把握できていなければ、相談窓口が支援策として提示できるのは公的なサービスだけ。 ⇒ 公的なサービスの対象にならない相談者＝制度の狭間にいる相談者が現れたら？ 支援策が提示できない人の相談を窓口は受けたがるだろうか？ = 相談支援の包括化よりも、地域づくりの方が大切。まずは地域にどのような活動が行われているか、どのような資源があるかを把握することからはじめよう。
×	地域づくり事業は、福祉の関係者が主体となって行わなければならないことだ。
○	「地域づくり」自体は、庁内だけで考えても、取り組んでいる部署はたくさんある。 ⇒ 例えば、企画部局は、長らく地域住民とともに地域のことを考えてきたはず。 やったことがないことに取り組むのは難しい。それならやったことがある人・得意な人に相談にいけばよいのでは？ ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけで成り立っているわけではないことを考えても、福祉の関係者だけで考えればいい行動すればいいわけではない。 地域づくり事業の実施要綱で定めている範疇は狭いが、他の地域づくり施策等との接続を意識することは不可欠。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ④

×	重層的支援体制整備事業は多世代を対象とした事業なのだから、多世代を対象にした居場所を新しく作らないといけない。
○	そもそも、地域住民は「多世代を対象にした居場所」を求めているのか。地域にはそういう居場所はないのか。 ⇒ 地域活動は、楽しくなければ参加しないし、続かない。役所の都合で「やらせよう」としてもうまくいくはずはない。 作ろうとした居場所に、自分だったら行くだろうか。居場所を作れと役所に言われて、自分だったら作るだろうか、続けるだろうか。 ⇒ 今ある居場所も、多世代交流ができれば自然とそうなるし、逆も然り。 ⇒ 居場所に限らず、全ての地域活動は、自発的で楽しいものであるべき。 その活動の何を評価するか、評価の形として資金を投入するか否か、投入するならどの財源を用いるか、判断は市町村次第。
×	重層的支援体制整備事業として実施したことによる費用なら、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象だ。
○	「重層的支援体制整備事業として実施したこと」として認められる範囲は、実施要綱に定められていることに限定されており、その上で交付対象として認められる費用は、交付要綱に定められていることに限定されている。 ⇒ 当たり前だが、それぞれの取組が、「包括的な支援体制の整備」のために行われているものなのか、重層的支援体制整備事業実施要綱に定められているものなのか、きちんと整理しておくことが必要。 ⇒ 全ての取組は「いい」取組。ただ、そのことと、事業として認められるか、交付対象であるか（税金が投入されるか）は別問題。
×	重層的支援体制整備事業は、一度関係者と話し合っていれば、開始後もずっとうまくいく。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。 ⇒ 日々新たな課題が生じる／やりたいことが生じる、担当者が異動する中では、定期的な「調整」が重要。 P D C Aサイクルを活用し、事業により実施したことで目的は達成できているか、関係者間で「このまちでどういう風に生きていきたいか」が共有されているか、何度も確認して、必要な対応を行っていくべき。
×	重層的支援体制整備事業は一度始めたら辞められないし、交付金はずっともらえる。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。一定の期間（例えば地域福祉計画の期間）で体制を作り上げる必要。 ⇒ 実施する必要がなくなれば、辞めることもできる。 ⇒ 目的に応じて、必要な手段は何なのかを考えた結果、重層的支援体制整備事業ではないということであれば、もちろん辞めても問題はない。 （辞めた市町村もある。） ⇒ 「体制整備事業」という事業の趣旨を鑑みれば、国や都道府県の補助がいつまでも続くわけではなく、自走できる体制を作る必要。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ まとめ

大切だけれど忘れがちなこと

- ★ 「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。
- ★ 「〇〇をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）
- ★ 思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。
今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。
- ★ 地域住民を含め、全ての関係者とともに、以下を行っていく。

① 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語れるようにする。

② 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかり行う。

③ これまで行ってきたことに加えて、+αでやらなければならないこと・やりたいことは何なのか、話し合う・実行する。

④ 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。
- ★ これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。
「役所の担当者」、「専門職」・・・
一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きていきたいか」考えることが大切。
- すべては「このまちでどういう風に生きていきたいか」。
そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。

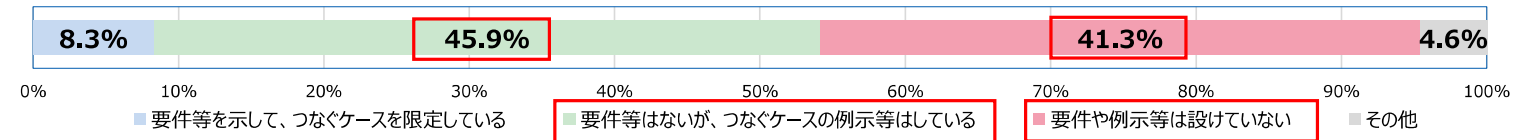
多機関協働事業の運用状況

地域共生社会の在り方検討会議（第6回）
令和6年11月26日 資料2

- 令和4年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村における、多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況をみると、「要件等はないが、つなぐケースの例示等はしている」が最も多く（45.9%）、次いで「要件や例示等は設けていない」が多かった（41.3%）。
- また、「多機関協働事業で想定していないケースがあがってくる」、「多機関協働事業者のみにケースを任せきりにされてしまう」に「とてもあてはまる」「ややあてはまる」と回答した市町村も一定数存在し、多機関協働事業で想定されている役割を超えて、運用されているケースも想定される。

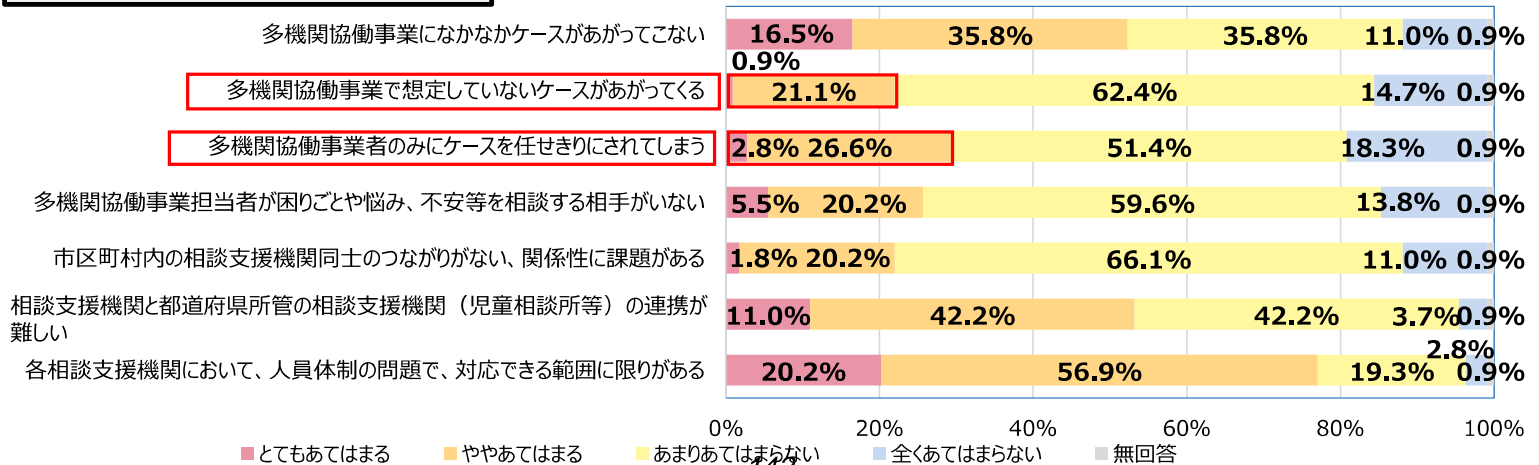
多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況

n = 109（単数回答）



多機関協働事業を実施する上での課題

n = 109（単数回答）



多機関協働事業の役割①（指針における規定）

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年12月12日厚生労働省告示第355号）より作成

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、包括的相談支援事業の各事業だけでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うこととしている。その上で、受け止めた課題のうち、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものは、多機関協働事業につなぐことを規定している。

第五 重層的支援体制整備事業の実施に関する事項

一 重層的支援体制整備事業

2 各事業の内容

実施市町村においては、1の目的を達成するために、次のイからホまでに掲げる事業を一体のものとして実施することとする。その際、イからハまでの事業は相互に関連して地域住民やその世帯を支える機能として一体的に実施し、重層的なセーフティネットを構築した上で、当該セーフティネットを更に強化するものとして、二及びホの事業を実施することとする。

イ 包括的相談支援事業（法第百六条の四第二項第一号）
（略）

包括的相談支援事業において受け止めた地域生活課題のうち、(1)から(4)までの事業のうち一の事業のみでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行う。また、受け止めた地域生活課題のうち、複雑化・複合化しており、支援を進めるに当たって、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものについては、ホに掲げる多機関協働事業につなぎ、当該事業の調整によって、支援関係機関の連携による適切な支援体制の構築を図る。（略）

ロ 参加支援事業（法第百六条の四第二項第二号）

ハ 地域づくりに向けた事業（法第百六条の四第二項第三号）

ニ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第百六条の四第二項第四号）

ホ 多機関協働事業及び支援プランの策定事業（法第百六条の四第二項第五号及び第六号）

多機関協働事業は、複数の支援関係機関の相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業である。

まず、個別の支援においては、一の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題の整理を行い、支援関係機関との議論を踏まえて、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めることとなる。この役割分担の結果や支援の方向性を表した支援プラン(法第百六条の四第二項第六号)を策定し、支援関係機関間の意識の共有を図ることが求められる。

また、多機関協働事業は、当該役割分担による支援の進捗状況等を把握し、適切な助言や必要がある場合には当該役割分担の見直し等、実施市町村全体の支援関係機関のチームによる継続的な伴走型支援の実施を実現する。さらに、多機関協働事業は、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要である。

多機関協働事業の役割②（通知における記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局長ほか連名通知）より作成

- 重層的支援体制整備事業実施要綱においても、多機関協働事業は「複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役」であり、「重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める」ための事業であることが明示されている。

（1）目的

・ 本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目的とする。

（3）事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

イ 相談受付

複合化・複雑化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付けた上で必要な支援を行う。また、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など本事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例が多機関協働事業者につながった場合には、事例の紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においても、多機関協働事業者と紹介元の支援関係機関等は連携した支援体制を整えておくこととする。

ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。なお、多機関協働事業による支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。

包括的な支援体制整備にあたっての都道府県の役割

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、都道府県の役割として、① 広域的な支援・調整が求められるケースの支援実施主体、② 市町村の包括的な支援体制の構築の支援、③ 人材育成・機運の醸成等が規定されている。

社会福祉法 第6条第3項

国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

- 指針の「第六 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援」において、都道府県の役割を以下のとおり規定。

役割	具体的な取組
① 広域での支援や調整が求められる地域生活課題の解決に資する支援を実施する直接の主体	- 専門的な支援を要する医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者 - 身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等 ※ 市町村間や支援機関間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等も含む
② 市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援	管内の市町村の実情に応じて、必要な助言、情報の提供等の援助を行う。 具体的には、 - 管内市町村の実態把握や地域分析を行った上で、支援の広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援 - 市町村域を超えた新たな事業の委託先の開拓とその共有
③ 市町村域を超える広域での人材育成や地域共生社会の機運の醸成	- 包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催 - 先駆的な取組の収集と共有等の人材養成や情報共有の取組 - 管内市町村の関係者や地域住民等を広く対象とした勉強会や研修の開催等

都道府県による市町村支援の状況 ①

地域共生社会の在り方検討会議（第6回）

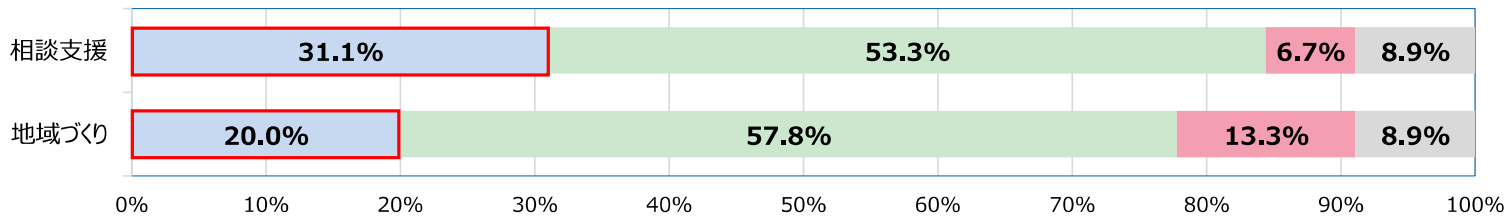
令和6年11月26日

資料2

- 都道府県が、包括的な支援体制の整備に向けた各市町村の取組状況をどれくらい把握しているかみると、相談支援・地域づくりいずれの観点でも、「重層的支援体制整備事業・重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している」が最も多かった（それぞれ53.3%、57.8%）。
- 他方、「重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している」は、相談支援において31.1%、地域づくりにおいて20.0%にとどまっている。

包括的な支援体制の整備に向けた各市町村の取組状況の把握

n = 45（単数回答）



- 重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、各市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、取組状況までは把握していない
- その他

（その他（自由記述））

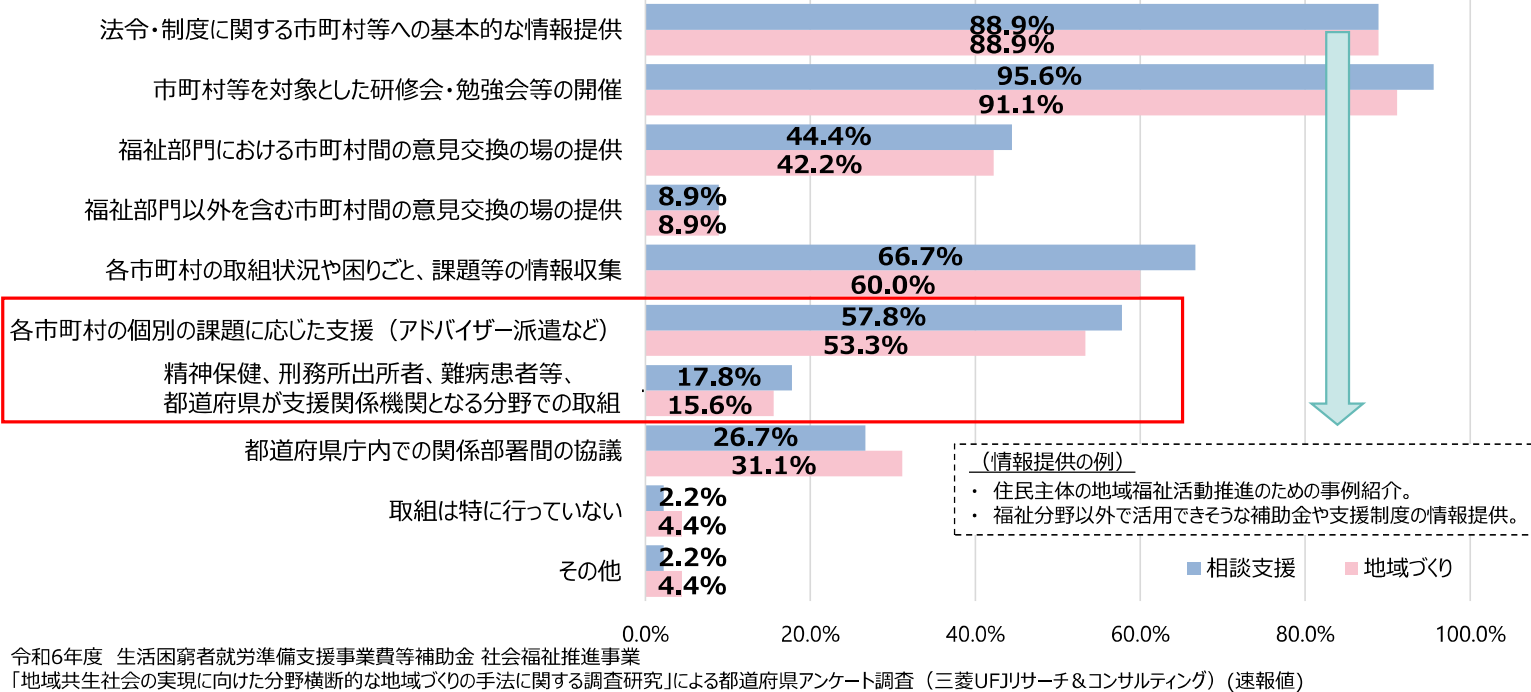
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、自治体数も多く、各自治体における取組状況を正確に把握することは難しい。
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、そのすべての市町村の取組状況は把握できていない。
- 重層事業は取組状況を把握しているが、移行準備事業は把握できていない。

都道府県による市町村支援の状況 ②

- 都道府県が、各市町村での包括的な支援体制の整備のためにどのような取組を行っているかをみると、相談支援・地域づくりいずれの観点でも、「市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催」（95.6%、91.1%）や「法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供」（ともに88.9%）が多かった。
- 他方、「各市町村の個別の課題に応じた支援」や「都道府県が支援機関となる分野での取り組み」などの具体的取組は、約半数ないしは、20%以下であった。

都道府県が、各市町村での包括的な支援体制の整備のためにやっている取組

n=45（複数回答）



市町村における包括的な支援体制の整備に関する都道府県キャラバンの実施

- 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備の必要性や重層的支援体制整備事業の活用方法等に係る理解を深める観点から、都道府県が行う研修等において、厚生労働省職員が直接説明・意見交換等を行う「都道府県キャラバン」を実施。
- 令和3年度の開始以降、毎年度半数程度の都道府県から派遣希望があり、令和5年度は22府県への派遣を行った。

令和5年度派遣先

秋田県	山形県	茨城県	栃木県	埼玉県	神奈川県	福井県	山梨県
静岡県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	山口県	徳島県
香川県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	沖縄県		

都道府県キャラバンによる研修カリキュラム

- 単に包括的な支援体制の整備に係る基礎的な情報を提供するのではなく、研修参加者が、研修修了後、各市町村において、地域生活課題の解決のために包括的な支援体制の整備が重要であることを理解した上で、関係者とともに連携・協働できるような働きかけを行うことができるよう、都道府県の担当者として厚生労働省職員が協議を行い、カリキュラムを決定。

（※）都道府県からの派遣希望受付の際、以下のカリキュラム例も提示し、上記の観点での都道府県での事前検討も促している。

研修目的	なぜ「庁内連携」を行うのか、日頃の「問題意識」に照らし、実感をもって理解する
カリキュラム	○ 行政説明 ⇒ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備－重層的支援体制整備事業の関係性の確認 ⇒ 市町村において、包括的な支援体制を整備するために求められること ⇒ なぜ「庁内連携」を行うのか（庁内連携自体は目的ではない。連携はあくまでも目的を達成するための1つの手段。） ○ 管内市町村の事例発表 ⇒ 庁内連携のきっかけ：関係部署間でどのような「問題意識」があったのか ⇒ どのように庁内連携を進めたのか ⇒ 庁内連携により、どのように「問題意識」が解消されたのか。 ※ 単に「取組の内容」を伝えるのではなく、「なぜその取組に至ったのか」「取組を進める上で重視したことは何か」といったプロセスを説明。 ○ グループワーク ⇒ 架空の事例・目的等を通じて、庁内連携の意義を理解し、各市町村での具体的な連携方法を参加者同士の対話の中で検討。 ※ 庁内連携に留まらず、地域住民や地域活動団体、民間企業等に、福祉の枠組みを越えて働きかけを行うことも検討できるようにする。

重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の4、第106条の5）

- 令和2年社会福祉法改正にて第106条の4を新設し、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための施策として、重層的支援体制整備事業を創設。
- ⇒ 社会福祉法等に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備。
- ⇒ 重層的支援体制整備事業を実施する際は、「重層的支援体制整備事業実施計画」を定めるよう努めることとされている。

社会福祉法（抄）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 ～ 五（略）

3～5（略）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4・5（略）

地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算

令和7年度予算案
728億円
(令和6年度予算:555億円)

【重層的支援体制整備事業】令和7年度予算案：718億円（令和6年度予算：543億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施に要する費用の一部への交付を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【包括的な支援体制の整備に向けた支援】令和7年度予算案：9億円（令和6年度予算：12億円）

- 都道府県による市町村への後方支援に要する費用や、市町村が包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業への移行が適切かを判断することができるよう、多機関協働事業等に相当する事業の実施に要する費用の一部を補助等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

【参考：令和6年度補正予算】 重層的支援体制整備事業のうち多機関協働事業等：146億円、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業：0.5億円